

清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」 作品募集印刷物制作委託業務仕様書

1. 業務名

清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」作品募集印刷物制作委託業務

2. 業務概要

清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」作品募集のポスター・チラシのデザイン及び印刷を行うもの。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和7年1月15日（水）まで

4. 清流の国ぎふ芸術祭「第6回ぎふ美術展」の概要

別紙「第6回ぎふ美術展開催概要」のとおり

5. 委託業務の内容

(1) ポスター制作業務

ぎふ美術展の趣旨を踏まえたポスターのデザインを提案し、下記仕様に基づき印刷すること。

掲載事項の場所等は、校正の段階で変更を依頼することがある。（チラシも同じ）

ア 規格 B2 サイズ 縦長

イ 枚数 1,000枚（うち、内表又は外表・八つ折り 950枚、折り無し 50枚）

ウ 紙質 マットコート紙（ホワイトニューVマット相当）、135kg

エ 刷色 4／0C

オ 掲載事項

- ・「清流の国ぎふ芸術祭第6回ぎふ美術展」
- ・「うまれる。あふれだす。」のキャッチコピー（変更することがある）
- ・「作品募集」・「部門」（日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真・自由表現〔部門の並びはこの順で共通〕）
- ・その他

①展覧会開催期間：「会期（○年○月○日（曜日）～○月○日（曜日）」

②開館時間：「10：00～18：00」

③初日（○月○日（曜日））は14：00開場・夜間営業日（○月○日（曜日））は20：00まで・最終日は14：30まで（この項目は文字サイズは小さくても可）

④休館日：「○月○日（曜日）、○日（曜日）」

⑤開催場所（所在地標記含む）

⑥入場無料

⑦審査員氏名（各部門2名（予定）、部門と氏名）

⑧応募締切・搬入日 飛騨搬入：○年○月○日（曜日）・場所

東濃搬入：○年○月○日（曜日）・場所

岐阜搬入：○年○月○日（曜日）～○日（曜日）・岐阜県美術館

⑨公式HPのQRコード（名称含む）

⑩主催者：「岐阜県・岐阜県美術館・（公財）岐阜県教育文化財団」

⑪問合せ先名称・所在地・電話番号

・上記の他追加する場合がある。

(2) チラシ制作業務

表面はポスターと同様のデザインとする。（掲載事項レイアウト・文字サイズ等は適宜変更可）裏面は、下記

仕様に基づき印刷すること。

ア 規格	A4 サイズ縦長
イ 枚数	35,000 枚
ウ 紙質	マットコート紙 (ホワイトニューVマット相当)、90kg
エ 刷色	4 / 1 C
オ 備考	包装する際に 100 枚ごとに仕切紙を入れること。
カ 掲載事項	[表] ポスターの掲載事項から審査員氏名を除いた事項 (デザインや情報量により、ポスター表面にある情報のうち裏面へ掲載することも可とする。) [裏] ①作品募集に係る情報 (作品規格、応募規定 (応募資格・応募点数・応募料の各説明)、審査員 (部門名、氏名 (肩書含む))、審査会の年月日 (曜日含む)、表彰式・開場式の年月日 (曜日含む)・時間・場所、賞 (・ぎふ美術展賞 各部門〇点、記念品、・優秀賞 各部門〇点、記念品、・奨励賞 各部門若干数、・記念品の説明書き) ②清流の国ぎふ芸術祭第 6 回ぎふ美術展 ③作品募集 ④公式ホームページの QR コード ⑤その他説明など

(3) 納入時期等 (予定)

納品日：令和 7 年 1 月 15 日 (水) の 13 時 30 分頃

納入場所：岐阜市学園町 3 丁目 4 2 番地

※いずれも変更の場合あり。

6. その他の留意点

- ・紙や特色印刷について、よりよい案があれば提案すること。なお、紙質は変更することがある。
- ・デザイン、レイアウトも業務内容に含むものとする。
- ・プロポーザルへの提出デザインは 2 点以内とする。
- ・統一感を持たせるため、印刷物に同一のデザイナーを使用すること。その際使用するデザイナーの名前と所属会社名を明記すること。
- ・校正回数は 2 回以上とする。
- ・本機本紙校正 1 回
- ・デザイナーはポスター、チラシでデザインしたロゴや写真のレイアウトなどを展覧会に関係する舞台装飾、県ホームページ、県美術館ホームページ、岐阜県教育文化財団ホームページ、SNS、図録、広報物等に使用することを承認すること。
- ・印刷物のうち指定箇所についてデータ (イラストレーター [アウトライン無し、アウトライン済みの 2 種] 並びに JPG(JPEG)) で提出すること。
- ・本プロポーザルでは作品募集のみのポスター・チラシを対象としており、展覧会告知ポスター・チラシを含めたデザインを審査するものではないことに留意のこと。(提出書類中の (5) イ (オ) のデザインの主旨は当該ポスター・チラシに関するもののみとすること。万が一展覧会告知ポスター・チラシと合わせての提案・主旨での提案の場合は、修正を依頼し、修正に応じていただけない場合は、失格とする。)
- ・詳細及び記載のない事項については、担当者と十分に協議し、臨機応変に対応すること。
- ・ポスター・チラシの最終校正後、完成品を PDF ファイルにて提出すること。

7. 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、以下 (1) ~ (6) を遵守すること。

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と認めるときは、財団と協議の上、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

- ① 受託者が当業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- ② 受託者は、本委託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程を遵守させなければならない。

(4) 守秘義務

- ① 本委託業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、他の目的に使用してはならない。
- ② 本委託業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ ①及び②の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(5) 著作権に関する事項

別記「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

(6) 肖像権等に関する事項

- ① 受託者は、本事業の実施にあたって、制作する画像等の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ② 受託者は、本事業の実施に当たって、取材及び撮影等を行う場合、所有者等に取材及び撮影等の承諾を得た上で行き、所有権等の侵害が生じないようにすること。

8. 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、その材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象となる旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかった場合は、発注者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

9. 著作物の使用等について

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとするときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、受託者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において、一切を処理しなければならない。

10. 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は暴力団等により不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

著 作 権 等 取 扱 特 記 事 項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 写真
 - 二 映像
 - 三 ロゴ、イラスト
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(DVD)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。